


所管部課		福祉部 障害福祉課		部長	田口茂夫		
件名		東大和市地域生活支援拠点等の整備に関する基本方針について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項	
関係事項	条例規則						
	部課機関						
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市障害者総合プランにおいて、平成32年度末までに整備することとしている東大和市地域生活支援拠点等について、当該拠点等の整備に関する基本方針を東大和市地域生活支援拠点等整備検討会議において協議し、基本方針（案）をまとめた。</p> <p>市として、報告の内容を踏まえて、東大和市地域生活支援拠点等の整備に関する基本方針を策定したものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>精神障害者については地域生活支援センターウエルカム、身体障害者・知的障害者については総合福祉センターは〜とふるを地域生活支援拠点と位置づけ、総合的な相談・支援を行う市障害福祉課を加えた三者を中心として面的な整備を行う。</p> <p>(2) 影響及び効果</p> <p>基本方針に基づいた整備を行うことにより、障害者の地域生活支援の体制を整えることができる。</p>							
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成30年3月 東大和市障害者総合プラン策定（計画期間：平成30年度から32年度）</p> <p>平成30年9月 東大和市地域生活支援拠点等整備検討会議設置要綱制定</p> <p>平成30年9月 ～31年2月 東大和市地域生活支援拠点等整備検討会議の実施（合計6回）</p> <p>平成31年3月 東大和市地域生活支援拠点等の整備に関する基本方針（案）の報告</p> <p>平成31年3月 東大和市地域生活支援拠点等の整備に関する基本方針の策定（市長決裁）</p>							
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>							
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議付議後、市議会議員へ情報提供を行いたい。また、ホームページにより市民に周知したい。</p>							
<p>5. 審議結果</p>							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。